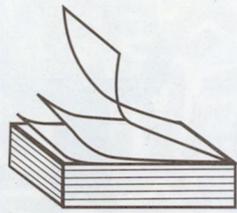
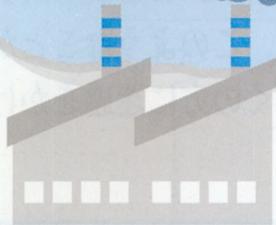


事業所のごみ減量と資源化にご協力を！



コピー用紙



カタログ・雑誌



段ボール



清掃だより
80

平成16年3月15日

福生市
生活環境部
環境課清掃係

ご意見・問合せ
551-1511
(内線332~3)

R100

古紙配合率100%再生紙使用



事業系ごみ(持込み)が増え続けています。

ごみを出さない事業活動を行うことは難しいことですが、ごみとなるものをなるべく購入しないことや、ごみを減らしたり、分別してリサイクルしたりする努力をすることはできるはずです。

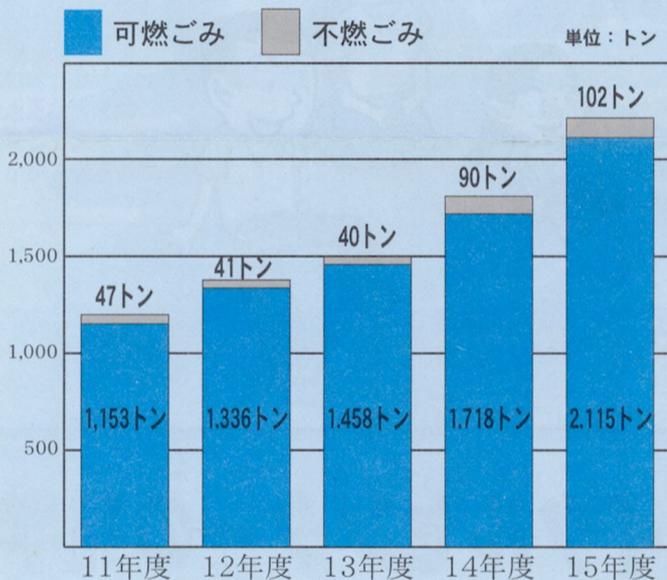
事業所で働かれている方一人ひとりが意識を持ってごみ減量・リサイクルに取り組んでいってください。

事業系ごみとは？

一般の家庭から出されるごみと区別して、事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)のことを事業系ごみといいます。

事業系ごみはさらに、一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分かれます。

11年度~15年度までの(4月~1月まで)
事業系(持込み)ごみ量の比較



事業系ごみの問題点

原則的に事業系ごみは、事業者が責任を持って適性処理をしなければならないと、以下のように法律によって定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

ごみ減量のメリット

地球環境を守ります

美しい地球を守り、エネルギーも節約できます。

経費節減につながります

ごみの量が減った分だけ処理にかかる経費も少なくて済みます。

会社のイメージアップになります

地球環境問題に大きな関心が集まっている今、環境を軽視した事業活動を行っている企業は、どんどん取り残されていくでしょう。



ごみ減量のポイント

- 1 ごみの発生抑制(ごみをつくらないこと)に努めましょう。
ごみを減らすためには、発生源での取り組みが大切です。
 - ・無駄なく使いましょう。
 - ・すぐにごみにしないで、なるべく再利用するように心がけましょう。
 - ・包装・梱包材などは納入業者に引取ってもらうようにしましょう。
- 2 発生抑制をしても出るごみは、リサイクル(資源化)しましょう。

いろいろなものが資源としてリサイクルできますが、一番大きなウエイトを占めるのが紙類です。資源としてリサイクルできる紙類をごみとして簡単に捨てていませんか?新聞、雑誌、雑紙(コピー用紙など)段ボールはきちんと分けてリサイクルしましょう。



こんな使い方は困ります
(おむつ専用袋)



一部の集合住宅で、おむつ専用袋に家庭ごみ(生ごみなど)を入れて出されるケースが目立っております。おむつ専用袋は赤ちゃんや寝たきりの方などが使われている、使用済みの紙おむつを出すための専用袋です。今後、このようなことが続くようなら、おむつ専用袋の交付方法を制限しなければなりません。一部の心ない方の行為が、多くの方に迷惑をかけることとなります。どうか、おむつ専用袋を適正に使用していただくようお願いします。

多摩環境フェスティバル参加者募集

日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の開設20周年を契機として、処分場を受け入れていただいた日の出町の方々に感謝の意を表し、日の出町と組織団体との相互交流を深め、環境先進地域としての多摩をアピールすることを目的としたフェスティバルです。様々なイベントが企画されていますので、ぜひ、ご参加ください。

日時 平成16年5月15日(土)、午前10時~午後4時

場所 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場内グラウンド

※会場へは、バスで送迎します。

また、最寄り駅(河辺駅及び武蔵五日市駅)よりシャトルバスを運行する予定です。

内容 記念式典、記念イベントなど

※詳しくは、今後の広報でお知らせします。

主催 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

参加団体 処分組合構成25市1町、日の出町、日の出町自治会、東京都ほか

定員 先着100人

申込み 3月19日(金)までに電話で環境課清掃係へ

※定員になり次第、締め切らせていただきます。



参加者募集

ごみの分別・出し方とリサイクルセンターの見学

このごみは燃やせるごみ?それとも資源?出したごみはどのように処理されるの?ごみがどのようにリサイクルされているの?など、日頃、疑問をお持ちの方、ごみの分別方法をゲーム感覚で解決してみませんか。また、ごみがどのように処理されているか現場を見学してみませんか。

日時 ①3月23日(火)②3月25日(木)、両日とも午前9時30分~正午まで

※参加はどちらか1回に限らせていただきます。

場所 リサイクルセンター

集合時間 午前9時30分。市役所前庭、

会場へはバスで送迎します。

※解散場所も市役所前庭となります。

対象 市民(小学校4年生以上)

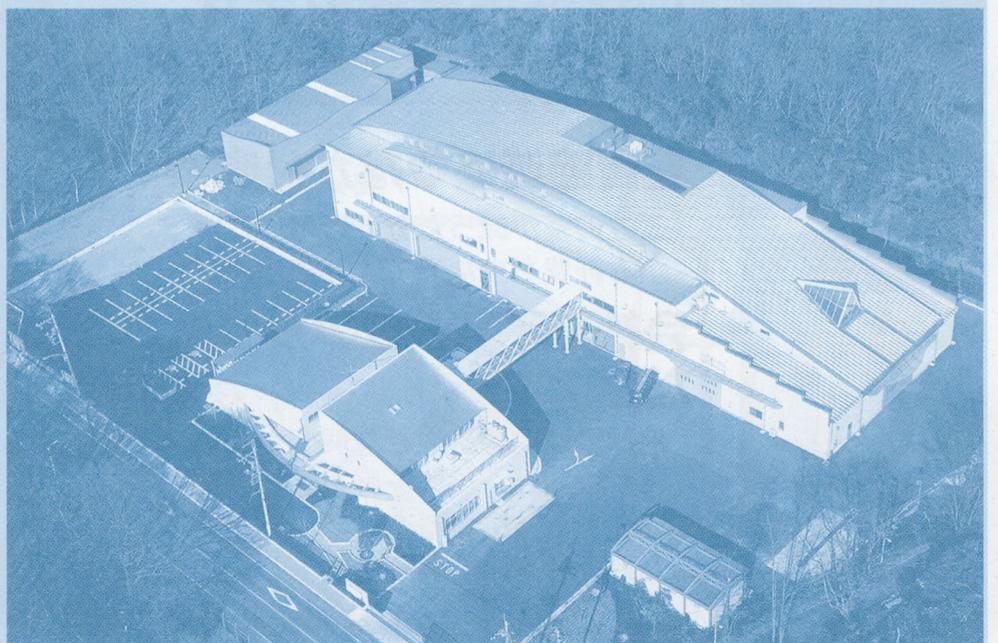
定員 各回申込先着38人

※定員になり次第、締め切らせて

いただきます。

参加費 無料

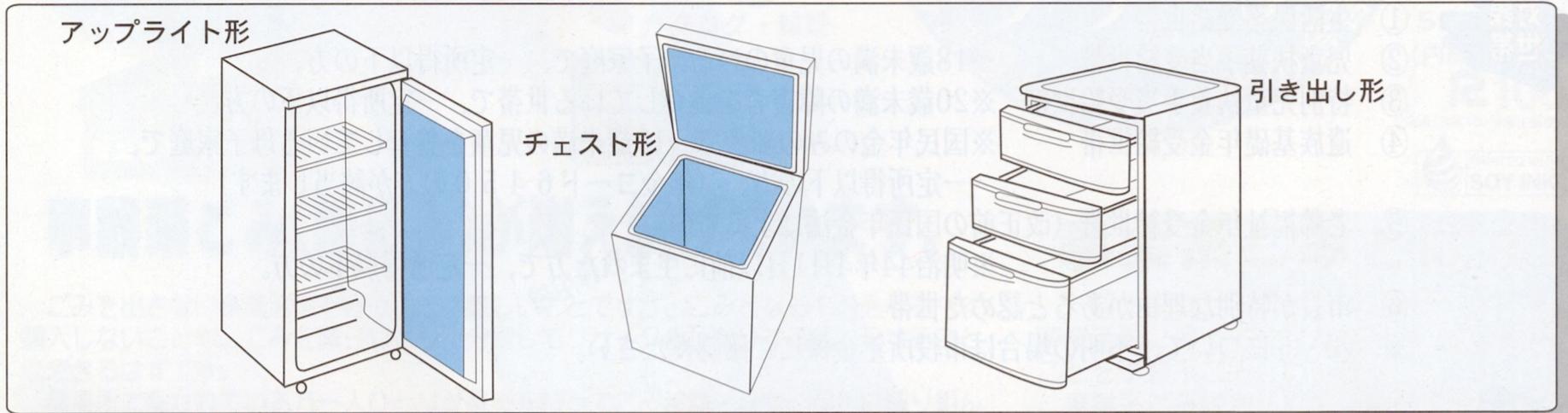
申込 電話で環境課清掃係へ



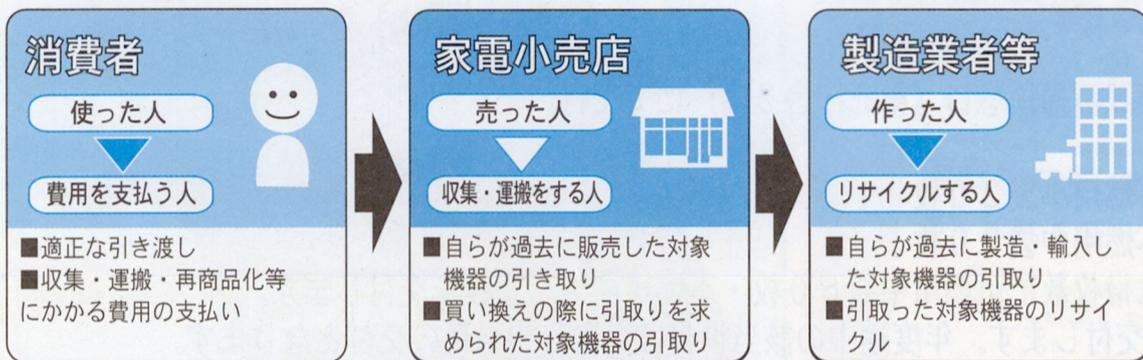
4月から家庭用電気冷凍庫が回収できなくなります

平成16年4月1日から、家庭用電気冷凍庫が家電リサイクル法の対象品目に加わり、市では回収できなくなります。

対象 家庭用電気冷凍庫（アップライト形・チェスト形・引き出し形）



回収方法



リサイクル料金

家庭用電気冷凍庫のリサイクル料金は決定しておりません。環境課清掃係へお問合せください。

- ※ 1、小売り業者には過去に販売した家庭用電気冷凍庫及び新品販売に伴って引取りを求められた家庭用電気冷凍庫の引取り業務がかかります。
- ※ 2、製造業者等が不明な場合は指定法人が引取り、リサイクルを行います。

スプレー缶や使い捨てライターは使い切ってから出してください！

燃やせないごみとして集められたごみの中に、中身の残ったままのスプレー缶（カセットボンベなど）やライターが出されています。

市でも昨年10月22日にリサイクルセンター内で火災が発生しました。家庭から出された燃やせないごみの中に、中身の残った家庭用カセットボンベが引火したものが原因でした。スプレー缶は必ず中身を使い切ってから、カン・金属の日にカゴなどの容器に入れて出してください。また使い捨てライターにつきましては、必ず使い切ってから燃やせないごみの日に指定収集袋（黄色）に入れて出してください。このような事故を繰り返し起こさないためにも一人ひとりがごみ・資源の分別の徹底を心掛けてください。



ご利用ください！フレッシュランド西多摩

フレッシュランド西多摩は、子どもからお年寄りの方まで幅広い皆さんが入浴、また運動をとおして心身をリフレッシュしていただくとともに交流の起点として活用していただけます。

浴場は、トロン浴素を利用し、神経痛や肩こりなどに効果がある準天然トロン温泉で、パイプバスや半身浴などが楽しめる大浴場と併設されたサウナ風呂及び露天風呂などがあります。入浴した後は、大広間やリラックスマームなどでゆっくりお過ごしいただけます。



浴場施設使用料

		1日	3時間以内
瑞穂町に在住の方 福生市・青梅市・羽村市	大人 (中学生以上)	700円	500円
	子供 (小学生)	350円	250円
	幼児 (未就学児)	無料	無料
上記以外の方	大人 (中学生以上)	1200円	800円
	子供 (小学生)	600円	400円
	幼児 (未就学児)	無料	無料



〒205-0012 東京都羽村市羽4225番地
(西多摩衛生組合隣り)
電話 042-570-2626 FAX 042-570-2288

3月1日月～31日水受付けています

減免世帯に指定収集袋を交付しています！

4月以降のごみの排出に使う指定収集袋を、次の該当世帯に対して一定枚数交付しますので、必要な世帯は申請をしてください。

対象世帯

- ① 生活保護受給世帯
 - ② 児童扶養手当受給世帯 ※18歳未満の児童のいる母子家庭で、一定所得以下の方。
 - ③ 特別児童扶養手当受給世帯 ※20歳未満の障害者を養育している世帯で、一定所得以下の方。
 - ④ 遺族基礎年金受給世帯 ※国民年金のみの加入で、18歳未満の児童を養育している母子家庭で、一定所得以下の方。（年金コード6450の方が該当します）
 - ⑤ 老齢福祉年金受給世帯（改正前の国民年金法によるもの）
※明治44年4月1日以前に生まれた方で、一定所得以下の方。
 - ⑥ 市長が特別な理由があると認めた世帯
- ※ ④・⑤について、不明の場合は市役所年金係にご確認ください。

受付日時

3月1日～3月31日の月曜日～金曜日、
午前9時～正午・午後1時～4時

申請場所

商工会館201会議室
※その他の市役所開庁時間は、環境課清掃係窓口（第三庁舎2階）にて交付。

交付枚数

1人世帯＝可燃用小袋120枚・不燃用小袋20枚
2人世帯＝可燃用中袋120枚・不燃用中袋20枚
3人以上＝1人増えるごとに2人世帯枚数に可燃用中袋60枚・不燃用中袋10枚を交付します。
※交付については、1年分まとめて交付します。年度途中の該当世帯は月割り相当量の交付となります。
また、お持ち帰り用の紙袋等をご用意ください。

必要な物

1. 印鑑（印鑑がない場合には、交付できません）
2. 証書（①生活保護法適用証明書・②児童扶養手当証書・③特別児童扶養手当証書
④遺族基礎年金証書・⑤老齢福祉年金証書）

ごみ・リサイクルカレンダー及びごみ分別の手引きを配布します

平成16年度の「ごみ・リサイクルカレンダー」及び「ごみ分別の手引き（保存版）」を合わせて3月18日（木）から3月29日（木）にかけて各家庭に配布いたします。届いてないようでしたら清掃係にご連絡ください。

なお、平成16年度の「ごみ・リサイクルカレンダー」は、4月から17年3月まで使用できます。

TEL 551-1511 内線 332・333

食品トレイが回収できるようになりました（リサイクル推進店）

タイムズマートカドヤ

福生市北田園1-20-7



粗大ごみはリサイクルセンターへお申込みください

3月は引っ越しが多い時期です、引っ越しなどに伴う粗大ごみ（一辺が50cmを超えるもの）のお申し込みはリサイクルセンターにご連絡ください。

連絡先 電話 **552-1621** または **551-9150**

